

P. 10

2 薬剤の管理

● フッ化ナトリウム試薬の場合

- 学校歯科医または薬剤師によって計量されたフッ化ナトリウムは、劇物扱い^注となるので、薬剤保管ケース（通常、洗口液1回調製分を保管）は、安全上、鍵のかかる戸棚等に保管し、学校・施設の責任者が確実に管理します。

^注 水に溶解してフッ化物濃度として2.7%（27,000ppm）以下になったものは、劇物には該当しません。

- 保管する容器及び保管庫には、白地に赤文字で「医薬用外劇物」の表示をします。
- フッ化ナトリウム出納簿〔様式例5参照〕に記録し、使用量と残量を確実に管理します。

医薬用外劇物